

議案第74号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み保育所における職員配置の特例を設ける等の改正を行う必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第16条中「情緒障がい児短期治療施設（同項に規定する情緒障害児短期治療施設をいう。以下同じ。）」を「児童心理治療施設」に改める。

第20条第2項中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第27条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第42条第1項中「第5章」を「次章」に改める。

第44条第7号イの表3階の部避難用の項第1項中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の部避難用の項第1項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第52条第2項第5号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

第56条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第58条第9号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

「第12章 情緒障がい児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第89条中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第90条第1項中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め，同条第4項中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に，「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第91条の見出し及び同条から第93条までの規定中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第94条中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に，「第43条の5」を「第43条の2」に改める。

第95条及び第96条中「情緒障がい児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第98条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第100条第8号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第109条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附則に次の1項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第45条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において，同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは，当該保育士に加えて，市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。ただし，第27条第2項，第42条第1項，第52条第2項第5号，第56条第2項及び第58条第9号の改正規定，第90条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。），第94条の改正規定（「第43条の5」を「第43条の2」に改める部分に限る。）並びに第98条第2項，第100条第8号及び第109条第2項の改正規定は，公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第44条第7号イの表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可の申請に係る保育所について適用し、施行日前に行われた同項の認可の申請に係る保育所については、なお従前の例による。